

林業労働安全性向上対策事業の概要

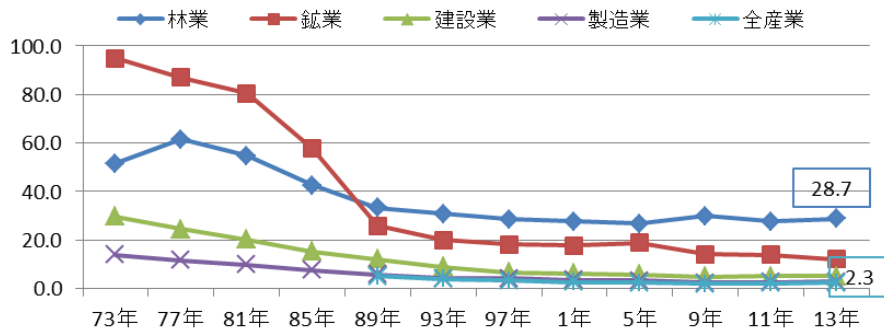
- 林業における産業別死傷年千人率(千人あたりの死傷者数)は、28.7人(全産業平均の約13倍)と著しく高い水準にあります。また、林業従事者の高齢化率は他産業比で高く、林業従事者数も低迷するなど、林業従事者の確保のためにも労働安全性の向上は必須の課題となっています。
- こうした環境を踏まえ、農林中央金庫では、平成27年度から「林業労働安全性向上対策事業」を開始いたします。当事業は、森林組合系統運動を踏まえた労働安全対策に取り組む森林組合・同連合会を対象に、一定の防護機能を有する装備品の購入費用について一部助成を行うものです。農林中央金庫は、本事業の実施により、安全装備の普及率向上および労災発生率の低減等を通じた、林業の労働安全性向上を目指してまいります。

事業実施期間	平成27年度～平成30年度(4年間、4億円を想定)	H27年度募集期間	平成27年10月1日～同11月30日
助成対象団体	森林組合系統運動を踏まえた、労働安全性向上対策に取り組む森林組合、森林組合連合会		
助成対象装備	一定の防護機能を有する安全装備品を対象とする。ただし、直接助成(後述)においては、林野庁補助事業「緑の雇用」など <u>他の補助事業による補助を受けていないもの</u> (予定含む)に限る。		
装備の使用者とその条件	(1)直営班 ✓ 装備の使用者は、助成対象団体が直接雇用する現業職員とする。 ✓ 装備品は、使用者に対して助成対象団体が無償で支給するものに限る。 (2)請負先 ✓ 装備の使用者は、助成対象団体と請負契約を締結し、直近1年間で1事業以上実施実績のある林業経営体の現業職員とする。 ✓ 装備品は、使用者が所属する林業経営体に対し、助成対象団体が<u>助成後価格と同額で販売するもの</u>に限る。		
助成率	事業年度ごとに農林中央金庫が定める助成率 (早期導入促進の観点から、平成27年度および平成28年度は50%、以降は段階的に引き下げる予定)		
助成方法	(1)直接助成 ✓ 助成対象団体が<u>任意の販売会社から購入</u>した安全装備価格について、農林中央金庫が後払いで助成対象団体あてに直接助成金を支払うもの。 (2)間接助成 ✓ 助成対象団体が、一定の条件を満たす<u>特定の販売会社(※)</u>から<u>助成後価格で安全装備を購入</u>し、農林中央金庫が販売会社あてに助成金を一括で支払うもの。 ※全国森林組合連合会(平成27年9月現在)		

<林業労働者を取り巻く環境>

(1) 林業の死傷率は全産業中最悪の28.7(全産業の約13倍)

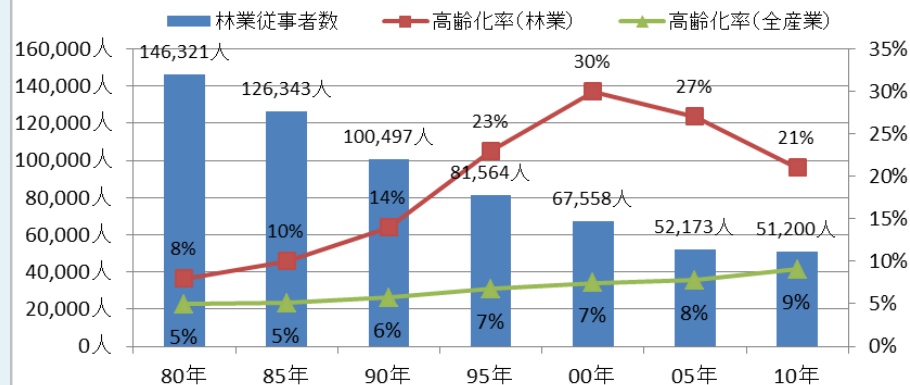
産業別死傷年千人率(千人あたりの死傷者数)



資料：厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」
林業・木材製造業労働災害防止協会資料

(2) 林業従事者の高齢化率高く、従事者数は減少・低迷

林業従事者数の推移と高齢化率



資料：総務省「労働力調査」,「国勢調査」

林業従事者確保のためにも、
労働安全性向上は必須の課題

<農林中金の取組み>

農林中央金庫

全国森林組合連合会

助成金交付

労働安全対策の
PDCA管理

森林組合・森林組合連合会

装備品の
支給

林業労働者



安全装備
の着用

【 助成対象装備品(例)(※) 】



【林業用ジャケット】【防護ズボン】【林業用ヘルメット】【防護ブーツ】【林業用手袋】

※一定の防護機能を有する安全装備品

安全装備の普及率向上
労災発生率の低減

I 平成 27 年度 林業労働安全性向上対策事業 募集要項

1 事業の趣旨

林業における産業別死傷年千人率（千人あたりの死傷者数）は、28.7 人（全産業平均の約 13 倍）と著しく高い水準にあります。また、林業従事者の高齢化率は他産業比で高く、林業従事者数も低迷するなど、林業従事者の確保のためにも労働安全性の向上は必須の課題となっています。

こうした環境を踏まえ、本事業では、**森林組合系統運動（以下、「系統運動」という）を踏まえた、労働安全性向上対策に取り組む森林組合等を対象**に、一定の防護機能を有する安全装備品の購入費用について、農林中央金庫（以下、「農林中金」という）が一部助成を行うことにより、安全装備の普及率向上および労災発生率の低減等を通じた、林業の労働安全性向上を目指してまいります。

2 用語の定義

本募集要項にかかる用語の定義は、下表のとおりとします。

用 語	定 義
助成対象団体	本事業の助成を受ける森林組合、森林組合連合会をいう。
販売会社	安全装備品を販売する、全森連、都道府県森連、その他販売代理店等をいう。
系統運動	全国森林組合連合会、都道府県森林組合連合会、森林組合が一丸となって取り組む「森林組合系統運動」をいう。5 年に 1 度運動方針が改定され、次期運動方針は平成 27 年 10 月 28 日に開催される全国森林組合大会において決議予定。
安全装備	一定の防護機能を有する安全装備品をいう。
助成／助成金	農林中金が実施する、本事業による助成／助成金をいう。
補助／補助金	行政（林野庁、地方公共団体）が実施する、「緑の雇用」等の補助事業による補助／補助金をいう。

3 助成対象団体

系統運動を踏まえた、労働安全性向上対策に取り組む森林組合・森林組合連合会を助成対象とします。

4 助成対象装備

以下の条件を**すべて**満たす装備品を助成対象とします。

(1) 装備の種類と安全基準

一定の防護機能を有する安全装備品であること。なお、基準表に記載がない商品についても、一定の防護機能を有すると認められた場合においては、助成対象に含めます（農林中金の審査を要する）。

(2) 装備の使用者とそれに対応した条件

a 直営班の場合

- ・ 装備の使用者は、助成対象団体が直接雇用する現業職員であること。
- ・ 装備品は、助成対象団体から使用者に対して無償で支給されること。

b 請負班の場合

- ・ 装備の使用者は、助成対象団体と請負契約書（またはそれに準ずるもの）を締結し、かつ直近1年間に1事業以上請負実績がある林業経営体が雇用する現業職員であること。
- ・ 装備品は、助成対象団体から現業職員が所属する林業経営体に対し、**助成後価格と同額**で販売されること。

(3) その他

他の補助事業（林野庁「緑の雇用」等、県・市町村による補助事業等）**による補助を受けていない商品であること（予定含む）**（※）。補助金の受給が発覚した場合は、助成金の一部または全額について返還いただくほか、次年度以降の助成を認めない可能性もございますのでご注意ください。

※ 販売会社を通じて助成を受ける「間接助成」の場合は、助成金と補助金の併給が可能です。

5 助成金額・助成率

(1) 農林中金が交付する助成金額は、助成対象団体が購入した助成対象商品の購入価格に、助成率50%を乗じた金額とします（※）。

※ 「間接助成」においては、あらかじめ助成後価格（助成基準価格（農林中金が定める価格）から助成額（助成基準価格×助成率）を減じた金額）で販売します。

(2) 1団体あたりの助成金額および商品個数について、特段制限は設けません。

6 募集期間

平成27年10月1日（木）～11月30日（月）当日消印有効

7 応募方法

応募にあたっては、以下2つの応募方法から選択可能です。

間接助成（事前助成）	直接助成（事後助成）
特定の販売会社（※）を経由し、間接的に助成を行う方法です。 ※全国森林組合連合会（平成27年9月現在）	助成対象団体に対し、農林中金が直接助成を行う方法です。

8 助成金の返還に関する事項

助成対象団体は、以下に該当する行為を行った場合、助成金の一部または全額について返還いただくほか、次年度以降の助成を受けられなくなる可能性もございますのでご留意ください。

（1）補助金の受給

助成対象商品について、「緑の雇用」等他の補助事業による補助を受けた場合（間接助成の場合は、補助金との併給可能）。

（2）虚偽の記載・報告

事前申請書や助成金申請書等の内容について虚偽の記載をした場合や、安全装備使用者の情報や領収書・納品書等を偽造した場合。

（3）不正転売等による不当利得

助成対象商品を、自らの購買事業の在庫商品として購入した場合。また、本事業の趣旨から逸脱し、当該商品を他の林業経営体等へ転売する等により、不当な利得を得た場合。

9 個人情報の取扱いについて

本事業により入手した安全装備使用者にかかる個人情報は、農林中金および必要な関係者が個人情報保護に関する法令を遵守し、適切に管理を行います。

当該個人情報は、本事業に関する事項として、その手続きのためのみに利用します。

10 問合せおよび資料請求先

本事業にかかるお問合せは、下表の連絡先までお願いします。

平成 27 年度 林業労働安全性向上対策事業に関する問い合わせ先**(1) 助成事業全体に関すること**

〒100-8420 東京都千代田区有楽町 1-13-2 DNタワー21
農林中央金庫 農林水産環境統括部 (TEL 03-5220-9691)

(2) 系統運動に関すること

〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-1-12 コープビル 8 階
全国森林組合連合会 組織部 (TEL 03-3294-9719)

(3) 系統購買に関すること

全国森林組合連合会 系統事業部 購買課 (TEL 03-3294-9718)

以 上

間接助成用

全森連系統購買取扱商品用

※申請(注文)の流れ

森林組合 → 各都道府県森連 → 全森連

受付No.

※↑全森連使用欄

農林中央金庫 林業労働安全性向上対策事業

事前申請書(兼注文書)

申請日: 平成27年 月 日

注文者 (納品先)	組合名 連合会名			
	住所			
	電話		FAX	

※お届け先は、上記記載の森林組合・連合会となります。

業者No.		業者名	
-------	----------------------	-----	----------------------

※業者毎に「事前申請書(兼注文書)」を作成してください。

※業者No.は、「安全装備商品リスト」の番号を記載してください。

商品No.	商品コード	商品名	個数

※業者別で複数枚「事前申請書(兼注文書)」を作成する際、商品No.が重複しないように付番してください。

※商品No.は、「安全装備使用者リスト」の番号と一致するように記載してください。

※商品コードは、「安全装備商品リスト」の番号を記載してください。

※商品名は、「安全装備商品リスト」に記載されている通りに記載してください。

注文書(/)頁

※3 事前申請時は不要です。商品購入後、使用者から受領印(シャチハタ可)をもらい、写しを送付してください。

①氏名	②助成申請者との関係	③雇用関係の確認書類(※1)	④商品No. (※2)	⑤使用個数	受領印 (※3)
合計			-	0	-

2

直接助成用

農林中央金庫 御中

受付No.
(農林中金採番)

農林中央金庫 林業労働安全性向上対策事業
事前申請書

①申請日 平成 年 月 日

個人情報利用目的の明示を受け、これに同意のうえ、次のとおり助成を申請します。

(1) 申請者(「印鑑証明書」と記述をあわせて下さい)

②申請者	住所				③実印
	団体名 代表者 (役職・氏名)				
④担当窓口	役職・氏名				
	電話番号		FAX番号		

(2)申請内容(金額欄は頭に¥マークを付し、数字は枠内に1文字ずつ記載下さい)

商品 No.	⑤商品名(品番)	⑥商品メーカー	⑦商品単価 (円・税込)	⑧個数	⑨小計(⑦×⑧) (円・税込)
⑩合計(円・税込)					
⑪助成申請額(⑩×50%) (円未満切捨て)					

(3) 添付資料

(チェックボックス)

① 安全装備使用者リスト(別紙)	☐
② (直営班に支給する場合)安全装備使用者と助成申請者の雇用関係等確認書類(写)	☐
③ (請負班に販売する場合)請負先と助成申請者の請負契約書(写) および 安全装備使用者と請負先の雇用関係確認書類(写)	☐
④ 印鑑証明書(発行から半年以内のもの)	☐

●個人情報利用目的：本書面に記載される貴殿の個人情報は、農林中金が助成を行なうためにのみ利用されます。

なお、申請製品が助成対象か否か判断が困難な場合は、本紙にもとづき全国森林組合連合会へ相談のうえ判断いたします。

●申請にかかる留意事項：申請内容の記載に誤りがある場合には、助成を仮決定できない場合や、申請額と助成仮決定額に相違が出てくる場合がございますので、予めご了承ください。

【農林中金使用欄】

農 環 統 括 部	受付日			
	印鑑照合	係	照合	検印

助成仮決定									
上記の申請について、以下のとおり助成を仮決定する。									
①全額を承認			②一部金額を承認			③却下			
様へ事前連絡済み									
②	☐ 団体要件の不備					☐ 商品要件の不備			
③	☐ 装備使用者要件の不備					☐ その他()			
助成仮決定額									
決定	係	部長代理	森部長	通知	通知日:				
					公印押印者				

※1 助成申請者との雇用関係を証明する確認書類の写しを添付してください。
(例:健康保険被保険証, 雇用契約書, 源泉徴収票など)

※2 「事前申請書(兼注文書)」に記載した「商品No.」を記入してください。

※3 事前申請時は不要です。商品購入後, 使用者から受領印(シャチハタ可)をもらい, 助成金申請書提出時に領収書等と併せて写しを送付してください。

以上

直接助成用

農林中央金庫 御中

受付No
(農林中金採番)

農林中央金庫 林業労働安全性向上対策事業
助成金申請書

①申請日 平成 年 月 日

個人情報利用目的の明示を受け、これに同意のうえ、次のとおり助成を申請します。

(1) 申請者(「印鑑証明書」と記述をあわせて下さい)

②申請者	住所 団体名 代表者 (役職・氏名)				③実印
④担当窓口	役職・氏名				
	電話番号		FAX番号		

(2)申請内容(金額欄は頭に¥マークを付し、数字は枠内に1文字ずつ記載下さい)

商品 No.	⑤商品名(品番)	⑥商品メーカー	⑦商品単価 (円・税込)	⑧個数	⑨小計(⑦×⑧) (円・税込)
⑩合計(円・税込)					
⑪助成金申請額(⑩×50%) (円未満切捨て)					

⑫振込先				
銀行コード		口座番号		普通・当座・()
金融機関名(カナ)				
支店コード		フリガナ(必須)		
支店名(カナ)	シテン	受取人名		

(3) 添付資料

(チェックボックス)

① 安全装備使用者リスト(写) ※使用者の受領印が押印されたもの	☐
② 領収書(原本) ※販社からの購入価格が確認できるもの	☐
③ (請負班に販売する場合)納品書(写) ※森林組合の販売価格が確認できるもの	☐

●個人情報利用目的：本書面に記載される貴殿の個人情報は、農林中金が助成を行なうためにのみ利用されます。
 なお、申請製品が助成対象か否か判断が困難な場合は、本紙にもとづき全国森林組合連合会へ相談のうえ判断いたします。

●申請にかかる留意事項：申請内容の記載に誤りがある場合には、助成を決定できない場合や、申請額と助成決定額に相違が出てくる場合がございますので、予めご了承ください。

【農林中金使用欄】

農 環 統 括 部	受付日			
	印鑑照合	係	照合	検印

助成金決定

上記の申請について、以下のとおり助成を決定する。							
①全額を承認		②一部金額を承認		③却下			
		様へ事前連絡済み					
②	☐ 団体要件の不備						
	☐ 商品要件の不備						
③	☐ 装備使用者要件の不備						
	☐ その他()						
助成決定額							
決定	係	部長代理 森林部長		通知日:		振込日:	
				公印押印者		係	